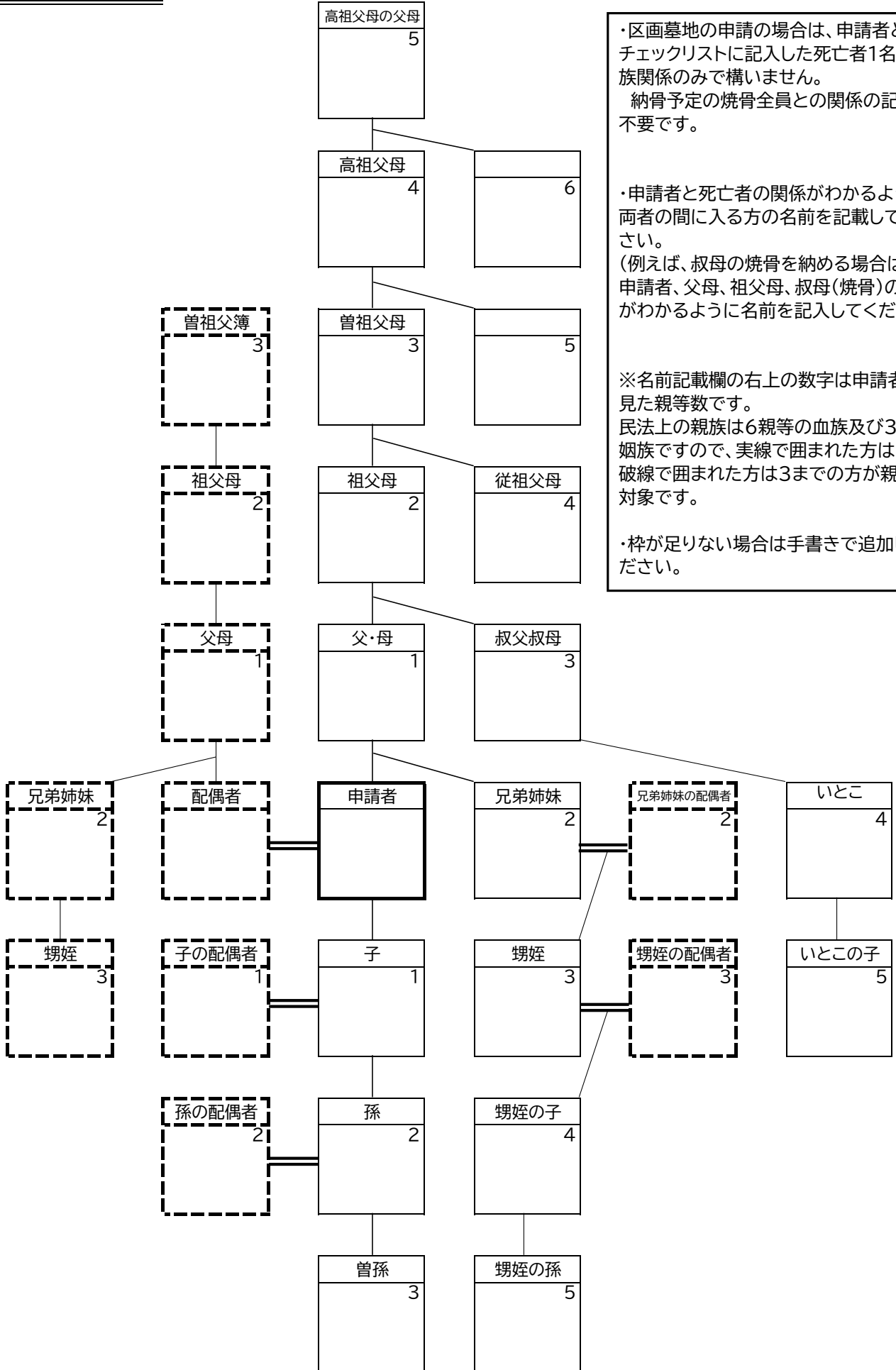


# 親族確認表



・区画墓地の申請の場合は、申請者とチェックリストに記入した死亡者1名との親族関係のみで構いません。  
 納骨予定の焼骨全員との関係の記載は不要です。

・申請者と死亡者の関係がわかるように、両者の間に入る方の名前を記載してください。  
 (例えば、叔母の焼骨を納める場合は、申請者、父母、祖父母、叔母(焼骨)の関係がわかるように名前を記入してください)

※名前記載欄の右上の数字は申請者から見た親等数です。  
 民法上の親族は6親等の血族及び3親等の姻族ですので、実線で囲まれた方は6まで、破線で囲まれた方は3までの方が親族の対象です。

・枠が足りない場合は手書きで追加してください。